

# 四万十市事前復興まちづくり計画策定業務仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 業務名

業務名：四万十市事前復興まちづくり計画策定業務

業務番号：令和7年度 地防 第1号

### 第2条 業務目的

本市では、切迫する南海トラフ地震等の自然災害により、特に沿岸地域において津波による甚大な被害が想定されている。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、津波の影響に加え、軟弱地の液状化や家屋の倒壊が発生したほか、山間地でも道路の寸断により多くの集落が孤立することとなった。さらに、復旧・復興最中に襲った9月の豪雨災害により被災地は一層厳しい状況に直面している。

このような過去の自然災害では、復興計画の策定や住民との合意形成など、それらの調整等に多大な時間を要したことで復興が遅れ、まちの再建には多くの課題が浮き彫りとなった。

南海トラフ地震は、被害が広範囲に及ぶことが想定されており、国等からの十分な支援が期待できないなど、過去の大規模災害よりも復興への道りが険しくなる恐れもあることから、防災・減災対策と並行し、多様な災害リスクを考慮したうえで、被災後の復興まちづくりに向けて事前の準備を進めていくことが重要となっている。

このことから、東日本大震災をはじめとする自然災害を教訓として、令和4年3月に策定された「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」に基づき、被災後の復興を少しでも短縮するため、地域住民との協働により事前に復興後のまちづくりを検討し、住民が希望を持って住み続けることができる持続的な発展を可能にする「四万十市事前復興まちづくり計画」を策定するもの。

### 第3条 適用

本仕様書は、「四万十市事前復興まちづくり計画策定業務」に適用し、その業務内容等について定める。

### 第4条 関係法令等

本業務は、本仕様書による他、各種法令等に準拠して行うものとする。

### 第5条 履行期間

契約締結の翌日から令和10年3月24日（金）まで

### 第6条 対象区域

四万十市全域（主に津波浸水想定区域）

## 第7条 業務計画書等の提出

受託者（以下「乙」という。）は、契約の締結後速やかに次の書類を四万十市（以下「甲」という。）に提出し、承諾を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。なお、必要に応じ業務の一部を再委託する場合は再委託届を提出し、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届
- (3) 管理技術者及び照査技術者経歴書
- (4) 業務計画書
- (5) 業務工程表
- (6) その他甲が必要として指示する書類

## 第8条 管理技術者及び照査技術者等

乙は、本業務の技術者として次のとおり管理技術者等を配置しなければならない。

### (1) 管理技術者

ア 管理技術者は、下記のいずれかの資格を有する者とする。

技術士（建設部門：都市及び地方計画）

RCCM（都市及び地方計画）

イ 管理技術者は、以下に示す同種又は類似業務に従事した経験を有する者とする。

この場合の同種業務とは、自治体での復興又は事前復興まちづくり計画の策定に関する業務であり、類似業務とは、総合計画や地域防災計画、立地適正化計画など、自治体での各種計画の策定に関する業務等で、単に計画の更新等に係る業務は含まない。

### (2) 照査技術者

照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。

なお、照査技術者は管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

## 第9条 工程管理

乙は、業務計画書及び業務工程表に基づき適正な工程管理を行い、適宜、進捗状況を甲に報告しなければならない。なお、甲より進捗状況の報告を請求された場合は、速やかに応じなければならない。

## 第10条 疑義

本仕様書に定めのない事項、または作業工程において疑義が生じた場合は、甲と乙で協議し、甲の指示に従うものとする。

## 第11条 損害責任

乙は、常に関係法令等を遵守し、業務遂行しなければならない。また、業務実施中に事故・損害等が発生した場合、乙はその責を負い、速やかに原因・過程・損害状況等を甲に報告し、その処理対策にあたらなければならない。

## 第12条 検査・瑕疵

乙は本業務の完了後、甲に完了届を提出し甲の指定する検査員の検査を受け、この合格をもって引渡しとする。ただし、成果品の検査及び引渡し後において、不良個所が発見された場合は、甲の指示により補足、修正を行う。なお、これに係る経費は乙の負担によるものとする。また、瑕疵による補足・修正の請求は、引渡しを受けた日から1年以内とする。

## 第13条 貸与資料

業務実施にあたり、甲が貸与する物品及び資料等については、乙の責任において十分管理し、取り扱いに注意すること。また、乙は常にその管理状況を明らかにし、業務終了後は速やかに返却しなければならない。

## 第14条 成果品の帰属

本業務における成果品はすべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。

## 第15条 秘密の保持

乙は、本業務遂行中に知り得た事項については、いかなる理由があっても甲の承認なしに第三者に漏らしてはならない。

# 第2章 業務内容

## 第16条 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。ただし、業務の遂行にあたっては、本市の現状を的確に把握するとともに、地域性、財政面等を考慮した計画の立案を行うこととする。

### 1 令和7年度業務

#### (1) 計画準備

ア 本業務を円滑に実施するため、必要な情報、資料等を収集及び整理する。

イ 実施方針や作業工程を整理し、全体スケジュールを作成するとともに必要な体制をとる。

#### (2) 職員研修等の実施支援

事前復興に関する職員の意識の醸成と啓発を図るため、発災から復興までの教訓や課題などを学ぶための職員研修プログラムの企画、資料作成及び運営支援等を行う。

#### (3) 関連する計画等の整合性及び整理

本市の現状に資する基礎データについて、国勢調査や統計資料、地図情報、被害想定、また、上位・関連計画となる四万十市総合計画、四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略、四万十市地域防災計画、四万十市都市計画マスタープラン、四万十市立地適正化計画、四万十市南海トラフ地震応急期機能配置計画、四万十市津波避難計画、高知県事前復興まちづくり

計画策定指針等との整合性及び整理を行うとともに、関連する施策や留意すべき事項について検討する。

(4) 現状整理と課題分析

(3)で整理した資料を基に、本市の被災前における現状での強みや課題が、災害リスク等との重ね合わせにより、被災後にどのような影響を受けるのか整理・分析する。

- ア 人口の現状及び将来の見通し
- イ 基幹産業への影響
- ウ 土地利用への影響
- エ 歴史・文化を継承する視点
- オ 利用可能地の見通し
- カ 交通、電気、上下水道等のインフラへの影響(集落の孤立等)
- キ 応急期に必要な機能への影響(応急仮設住宅用地等)
- ク その他甲が必要と認めるもの

(5) 復興方針（案）の作成

(3)～(4)で整理した資料を基に、復興まちづくりの基本的な考え方や、土地の用途の概要といった、本市における基本的な方針をとりまとめ、復興方針（案）を作成する。

(6) 復興組織（案）の作成

南海トラフ地震からの復興は、その被害が甚大かつ広範囲となり復興業務も多岐にわたることから部局横断的な対応が必須となるため、(3)及び(4)で整理した資料を基に、発災後に復興業務を円滑に遂行できる復興組織（案）を作成する。

(7) 事前復興まちづくり計画策定委員会の設置及び運営支援（年2回程度を想定）

- ア 計画策定にあたり、関係機関や学識経験者、地区の代表者等が参画した委員会を設置する。
- イ 各種検討事項の整理及び会議の運営支援を行う。
- ウ 会議で使用する資料の作成や資料の説明補助、運営補助等を実施する。

(8) 復興手順書作成に係る会議の運営及び復興手順書の作成

復興手順書は、南海トラフ地震発災後の本市全体の行動手順であり、作成にあたり、全庁的なとりまとめや調整が必要なことから、甲は、庁内の各部署で構成する庁内検討会を設置する。なお、庁内検討会は2回程度を想定しているが、変更となる場合がある。

- ア 会議で使用する資料を作成する。
- イ 会議の説明補助、運営補助、会場設営、議事録概要作成（録音データを含む）を行う。
- ウ 構成メンバーが提出した資料をとりまとめ、復興手順書を作成する。

(9) 復興パターンの作成（津波浸水想定区域及び中心市街地）

復興パターンは、最大クラスの地震・津波(L2)及び比較的頻度の高い地震・津波(L1)を対象とし、復興方針に基づき、地形や土地利用、産業、被害特性等に応じて、集落の基本的な復興パターンを対象区域ごとに検討し、ゾーニング図等により作成する。

(津波浸水想定区域)

- ア 可住地の検討

- ・命を守ることを基本とし、生活の早期再建の観点から高台移転、原位置での嵩上げ、多重防御、津波避難等を検討する。

#### イ 土地利用の検討

- ・店舗や工場等の居住を伴わない事業系の施設は、地域産業の早期再建から津波浸水を許容することも考慮する。
- ・農業、漁業集落は、なりわいと暮らしが深く関わるため、住みやすさと働きやすさを考慮する。
- ・歴史や文化などの地域資源やふるさとの風景を再生・活用することを考慮する。
- ・人口減少、少子高齢化、担い手不足などの課題解決に向け、AI、IoTをはじめとする各種デジタル技術や最新の再生可能エネルギー技術を取り入れた、コンパクトで持続可能なまちづくりを考慮する。
- ・応急仮設住宅用地、震災ガレキ置き場等、復興過程で必要となる機能を検討する。

#### ウ 交通ネットワークの検討

- ・長期浸水による幹線道路の断絶は市街地や集落の復興事業の遅れにつながるため、周辺地域との交通ネットワークを考慮する。

#### エ 事前の取組の推進と課題の検討

- ・仮設住宅用地、震災ガレキ置き場、住宅移転用地の確保など、被災前からの取組が早期復興において重要となる事項を設定し、実施における課題を検討する。

#### オ その他甲が必要と認めるもの

(中心市街地)

#### ア 土地利用の検討

- ・液状化、火災等の被災を考慮し、骨格となる道路網の復興と土地区画整理等によるまちの再編を検討する。

#### イ その他甲が必要と認めるもの

### (10) 打合せ協議

打合せ協議は、年度初回時、中間時（1回）、完了時を含め3回以上を予定するものとし、業務着手時及び完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

## 2 令和8年度業務

### (1) 事前復興まちづくりイメージ（案）の作成

復興パターン等に基づき、対象地区ごとに地域の将来像や復興に取り組む際の基本となる考え方、土地利用の基本的方向を記載する。

また、ゾーニング図を基に対象地区ごとに土地利用の概略計画図を作成し、概算復興事業費及び概略復興工程表を作成する。

### (2) 事前復興まちづくり計画（素案）の作成

令和7年度業務で作成した資料をもとに事前復興まちづくり計画の素案を策定する。

### (3) 事前復興まちづくり計画策定委員会の運営支援（年2回程度を想定）

ア 会議の運営支援を行う。

- イ 会議で使用する資料の作成や資料の説明補助、運営補助等を実施する。
- (4) 庁内検討会の運営支援（年3回程度を想定）
  - ア 各種検討事項の整理及び会議の運営支援を行う。
  - イ 会議で使用する資料の作成や資料の説明補助、運営補助等を実施する。
- (5) 地区ワークショップの運営支援（年3回程度を想定）
  - ア 対象地区WSの運営支援を行う。
  - イ 幅広い世代の住民の参画と効果的な地区WSとなるよう検討する。
- (6) 打合せ協議
 

打合せ協議は、年度初回時、中間時（1回）、完了時を含め3回以上を予定するものとし、業務着手時及び完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

### 3 令和9年度業務

- (1) 事前復興まちづくり計画策定委員会の運営支援（年2回程度を想定）
  - ア 会議の運営支援を行う。
  - イ 会議で使用する資料の作成や資料の説明補助、運営補助等を実施する。
- (2) 庁内検討会の運営支援（年3回程度を想定）
  - ア 各種検討事項の整理及び会議の運営支援を行う。
  - イ 会議で使用する資料の作成や資料の説明補助、運営補助等を実施する。
- (3) 地区ワークショップの運営支援（年3回程度を想定）
  - ア 対象地区WSの運営支援を行う。
  - イ 幅広い世代の住民の参画と効果的な地区WSとなるよう検討する。
- (4) 事前復興まちづくり計画の作成
 

(1)から(3)の運営等による結果をとりまとめ、これまで作成した復興方針等の検討結果をもとに、事前復興まちづくり計画を策定する。
- (5) 打合せ協議
 

打合せ協議は、年度初回時、中間時（1回）、完了時を含め3回以上を予定するものとし、業務着手時及び完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

### 第18条 成果品

本業務の成果品として納入するものは次のとおりとする。

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| (1) 報告書（関係資料・打合せ記録簿等を含む）           | 1部  |
| (2) 四万十市事前復興まちづくり計画（本編）            | 30部 |
| (3) 四万十市事前復興まちづくり計画（概要版）           | 15部 |
| (4) 上記計画、各種会議の議事録等に関する電子データ（CD-R等） | 1部  |
| (5) 市民周知にかかるホームページ構成電子データ（CD-R等）   | 1部  |
| (6) その他甲が指示するもの                    |     |